

# 「ペイオフ」について

## 平成14年4月からペイオフ解禁により実施された、一部全額保護は平成17年3月まで2年間延長されました。

平成14年3月末まで全額保護されていた預金等は、ペイオフ解禁により、平成14年4月から当座預金・普通預金・別段預金を除き、これまでの全額保護から保険金として保障される限度額(元本1,000万円までとその利息)が定められた定額保護となりました。平成15年4月からはすべての預金等について定額保護へ移行することとなっておりましたが、預金保険法改正により、平成15年4月以降も2年間は、平成14年度と同様の預金の保護範囲となりました。

平成17年4月以降は、保険の対象となる預金等のうち、新たに導入される決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3条件を満たす預金)に該当するものは全額保護となり、それ以外の預金等は定額保護になります。

ペイオフ解禁後は、金融機関の規模や預金金利等の条件といったものではなく、金融機関の経営状態や財務内容からその金融機関の健全性等をお客様自身でご判断いただき、お客様の自己責任でお取引金融機関を選択することが重要です。

金融機関の経営の健全性を検証するための重要な指標として「自己資本比率」があります。一般に自己資本比率が高いほど経営の安全性は高くなります。従いまして、この自己資本比率は正確に算定される必要があります。その基礎となる資産の自己査定は厳正に行なわなければなりません。“しばたしんきん”では、会計監査人(監査法人トーマツ)の外部チェックを経て厳正に行なわれております。また、この自己資本比率のほか、成長性や収益性、地域貢献度などさまざまな角度から総合的に経営状態や財務内容を助産しご判断いた

だけるよう、より多くの皆様にご案内いただくために、ディスクロージャー誌により経営内容を公開いたしております。

当金庫は、「健全経営」「地域密着」「人材育成」を経営方針とし、厳正な自己査定のもとに堅実な決算を行なっております。不良債権問題につきましても、発生させないことを第一に取り組んでおり、万一の発生に備えて充分な引当を行なっております。

また、信用金庫業界は、業界セントラルバンクとして信金中央金庫(しんきん中金)を持っております。

しんきん中金は、主に全国の信用金庫から預入れられた資金としんきん中金が金融債を発行して調達した資金を、信用金庫とともに地方公共団体や地元企業への融資を通して地域の発展に貢献しています。また、信用金庫に対するコンサルティング業務、経営力強化制度(注)の運営などにより、信用金庫業界の信用力の維持向上に努めています。

(注)経営力強化制度とは、個々の信用金庫の経営力を強化し、信用金庫の体質を強固にするもので、「経営分析」「経営相談」「資本増強」の3つの制度から信用金庫をバックアップしています。

ペイオフ解禁後も“しばたしんきん”は、お客様の大切な財産を安心してお預けいただける金融機関です。

今後も、さらに皆様から信頼して安心いただけるよう、さらなる経営の内容を充実させる努力を続けてまいります。

以下、平成15年4月現在の「ペイオフ」の内容について、ご案内させていただきます。

### Q1 「ペイオフ」ってどういう意味？

しんきん なんでも Q&amp;A

A

「ペイオフ (pay-off、支払うの意)」とは、預金保険金の支払いのことを言います。

### Q2 預金保険金の支払いって、どういうときに支払われるの？

しんきん なんでも Q&amp;A

A

金融機関の経営破綻により預金の払い戻しができなくなった等の場合に、預金保険機構が預金保険金を支払います。

### Q3 預金保険金を支払う「預金保険機構」って何？

しんきん なんでも Q&amp;A

A

お客様からお預りした預金には、“保険”が掛けられております。この保険は「預金保険制度」として、万一、取扱金融機関が破綻しても預金者は保護されます。この預金保険制度の運営を行なっている機関が「預金保険機構」です。

預金保険機構は、政府・日本銀行・民間金融機関の出資によって設立されました。また、預金保険制度への加入は、日本国内に本店のある預金保険の対象預金を取扱っている右記の金融機関はすべて、制度への加入が義務付けられています。

【銀行(日本国内に本店のあるもの)】  
【信用金庫・信金中央金庫】  
【信用組合・全国信用協同組合連合会】  
【労働金庫・労働金庫連合会】

## Q4 預金者を保護するって、具体的にはどうするの？

しんきん なんでも Q&A

A

預金保険機構による預金者保護には次の2つの仕組みがあります。

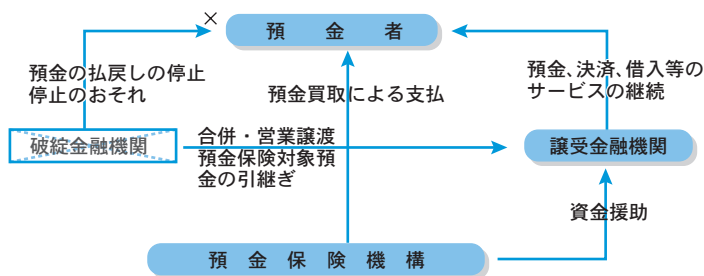
①資金援助方式…合併・営業譲渡等を行なう譲受金融機関に対して、その合併等が容易になるように預金保険機構が資金の援助を行ないます。

②ペイオフ方式…預金者に対して預金保険機構が直接保険金を支払います。

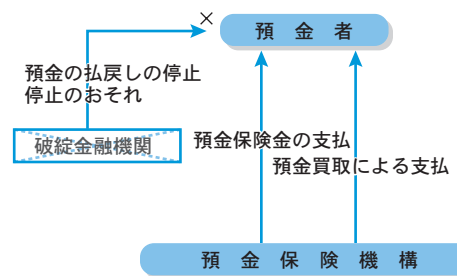
なお、破綻金融機関が持っていた金融機能(預金の支払・受入・貸付・決済サービス等)が預金保険対象預金と一緒に、譲受金融機関に引き継がれる“資金援助方式”が“ペイオフ方式”よりも優先されます。

### ◆資金援助方式とペイオフ方式の違い

#### ①資金援助方式



#### ②ペイオフ方式



## Q5 預金保険の対象となる預金の種類は？

しんきん なんでも Q&A

A

預金保険の対象となる預金には自動的に預金保険が掛けられ、この預金保険による保護の範囲が定められています。

対象預金、対象外預金と保護の範囲は以下のとおりです。

なお、Q4の①資金援助方式、②ペイオフ方式のいずれでも預金等の保護の範囲は同じです。

	預金等の保護の範囲	
	平成17年3月31日まで	平成17年4月1日以降
<b>対象預金等</b> ・ 当座預金 ・ 普通預金 ・ 別段預金	預金保険制度が全額を保護	利息のつかない等の条件を満たす預金 3は全額保護
・ 貯蓄預金 ・ 通知預金 ・ 納税準備預金 ・ 定期預金 ・ 定期積金 ・ 元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託、ビッグ等含む) ・ 保護預かり専用の金融債 ・ 上記を用いた積立・財形貯蓄商品	1金融機関につき 1預金者あたり 2預金保険制度が元本1,000万円までとその利息を保護	1金融機関につき 1預金者あたり 2預金保険制度が元本1,000万円までとその利息を保護
<b>対象外預金等</b> ・ 保護預かり専用以外の金融債 ・ 外貨預金 ・ 譲渡性預金 ・ 元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットを含む)	預金保険制度による保護はありません	

- 「1金融機関につき」とは、同じ金融機関であれば複数の支店に口座があっても金融機関は1つですから、各支店の各口座の金額はすべて合計されます。
- 「1預金者あたり」とは、預金名義1つあたりということです。会社や団体も1預金者と数えられ、夫婦や親子でも名義が異なれば別の預金者として扱われます。
- 「決済用預金」といいます。「決済用預金」は新たな名称の預金ができるのではなく、「無利息、要求払い」預金者の要求にしたがい、いつでも払戻しができること、決済サービスを提供できること(引き落とし等ができる口座であること)という3条件を満たすものです。

## Q6 元本1,000万円を超える部分とその利息はどうなるの？

しんきん なんでも Q&amp;A

A

資金援助方式による預金の引継ぎ、ペイオフ方式による保険金の支払いのいずれが行なわれても保護の範囲は元本1,000万円までとその利息ですが、元本1,000万円を超える部分とその利息は、預金保険機構が買取る仕組みがあり、預金者に概算払い額が支払われます（「概算払い」といいます）。ただし、預金が担保の目的となっているものは除かれます。

この場合の買取金額は元本1,000万円を超える部分とその利息に対して、概算払い率を乗じた金額になります。概算払い率は、破綻金融機関について破産手続きが行なわれた場合に、弁済が見込まれる額（清算見込み額）を考慮して決定されますので、破綻に伴う損失負担に応じて、一部カットされることがあります。

### ◆預金買取の金額

元本1,000万円を超える部分とその利息

預金買取の金額

＝

元本

その利息

×

概算払い率

(0～100%)

なお、後日、預金保険機構が回収した額が、回収等に要した費用を差し引いても、この概算払い額を上回る場合には、当該金額が預金者に追加的に支払われます。（「清算払い」といいます。）

## Q7 借入があったり、保険金が支払われるまでにお金が必要になった場合はどうするの？

しんきん なんでも Q&amp;A

A

破綻した金融機関にある借入と預金は、預金者の申出により相殺（借入額と預金額を差引きして打ち消しあうこと）ができます。（ただし、預金規定に相殺の定めのない金融機関はこの処理ができないこともあります。）相殺後の預金残高に対して預金保険金が支払われます。

預金保険金支払の開始までに時間がかかると見込まれるときには、預金者が当座の生活資金などに充てられるように、預金者の請求に基づき普通預金の残高に応じて、1口座あたり最高60万円まで仮払金が支払われます。仮払支払金額は、後日、支払われる預金保険金の金額から差引かれることとなります。

### ◆借入と預金の相殺〔例〕

相殺

借入額 1,000万円

－

預金額 2,000万円

＝

預金保険制度により保護

差引預金残高 1,000万円

以上、ご不明な事項や詳しくお聞きしたい事項等は、“しばたしんきん”の本支店窓口、および営業担当までご相談ください。